

四日市市立西笹川中学校部活動指導方針

四日市市立西笹川中学校長

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 部活動目標・活動方針

- ・ 全員部活制を原則とし、3年間で何かをやり遂げる達成感を持たせる。
- ・ 人間形成を第一とし、あいさつや言葉遣いなどの礼儀や基本的な生活習慣を身につけさせる。

2 具体的な指導

(1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

① 年間活動計画の作成

- ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出と、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・ 参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

② 月間活動計画の作成

- ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

(2) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、確実に実施するものとする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・ 大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後、次週に代替休養日を設けること。
- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

- ③ 長期休業中の休養日について
 - ・ 1週間のうち、2日を休養日とする。

【活動時間】

- ① 平日の活動時間について
 - ・ 放課後の練習は、2時間以内とする。やむを得ず活動時間が2時間を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。
 - ・ 朝練習を実施する場合の練習時間は、7時40分から8時10分までとする。
- ② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）
 - ・ 原則、3時間程度とする。
 - ・ 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、実質の活動時間が3時間を大幅に超える場合は、平日放課後と同様の対応とする。

（3）事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ること。

（4）保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。

- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(5) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ること。

3 その他の留意事項

(1) 設置部活動

・運動部

野球部，サッカー部，ソフトテニス部（男・女），ハンドボール部（男・女），
バスケットボール部（女）卓球部（女）

・文化部

ものづくり部，総合文化部

(2) 入部および転部

- ・部活動は全員入部制を原則とし、基本的に3年間その部で活動することが望ましい。入部希望者は、保護者の承認の下に入部届を提出する。年度途中でやむを得ず、転部する場合は、現顧問、転部先顧問、学級担任、保護者、本人で十分相談し、決定する。

(3) 顧問

- ・原則全教員がいずれかの顧問を担当する。
- ・外部指導者については、該当部活動顧問は、学校長の許可を得るものとする。
- ・大会の引率については、全教職員で協力して対応する。

(4) 経費

- ・部活動予算を計画的に支出し，適切な予算管理を行う。

(5) 練習時間

活動時間一覽表

| 平日の活動時間 | 活動終了時刻 | 下校完了時刻 |
|-----------|--------|--------|
| 4月 | 17:45 | 18:00 |
| 5月～7月 | 18:00 | 18:15 |
| 9月 | 17:45 | 18:00 |
| 10月～新人大会 | 17:15 | 17:30 |
| 新人大会後～文化祭 | 17:00 | 17:15 |
| 文化祭後～1月 | 16:30 | 16:45 |
| 2月 | 17:00 | 17:15 |
| 3月 | 17:15 | 17:30 |

- ・定期テスト一週間前より活動停止とする。(テスト発表の日の早朝練習は活動してもよい)
※大会等がある場合は，職員会議等で承認を得て1時間程度の活動を行うことができる。

(7) 活動場所

- ・各活動の主な活動場所は下記のとおりとする。

【運動部】

野球部 (運動場)，サッカー部 (運動場)，ソフトテニス部 (テニスコート)，
ハンドボール部 (体育館，運動場)，バスケットボール部 (体育館，運動場) 卓球部 (武道場)

【文化部】

ものづくり部 (被服室)，総合文化部 (国際教室)

(8) 活動時の服装

- ・活動時の服装については，学校生活に準ずる。(体操服，ウィンドブレーカーなど)
それ以外では白地にワンポイント程度のTシャツや試合等で使用するユニホームは認める。
また部単位で練習着などをそろえる場合も白地にワンポイント程度とする。
- ・部活動での登下校は(朝練習の前，放課後練習の後)は，ジャージでも可とする。ただし，学校指定のもの以外は認めない。